

添付資料

1 地域の自然的状況

1-1 気象

計画区域周辺の気象状況を表1-1-1～表1-1-3に示す。また気象観測所の位置を図1-1-1に示す。浜松特別地域気象観測所における平成24年～平成28年間の年平均気温は16.2～17.5℃、年間降水量は1,668.5～2,522.5mm、平均風速は3.4～3.7m/sとなっている。

表1-1-1 計画区域周辺の気象状況(浜松特別地域気象観測所)

	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最大風速	
	平 均	最 高	最 低				(m/s)	風向
平成24年	16.2	36.2	-2.8	71	1,797.0	3.4	16.7	—※
平成25年	16.9	39.8	-1.9	65	1,668.5	3.7	22.1	南南東
平成26年	16.5	35.4	-1.7	67	1,830.5	3.5	16.1	東北東
平成27年	17.0	37.2	-0.6	71	2,522.5	3.4	13.7	南南西
平成28年	17.5	38.3	-3.7	69	2,050.5	3.4	15.3	南南西
1月	7.0	17.0	-3.7	57	64.0	4.3	12.5	西北西
2月	7.7	18.6	-2.2	55	105.5	4.0	11.3	西北西
3月	11.3	23.1	0.7	60	220.5	3.2	10.5	西北西
4月	16.4	25.1	7.1	67	248.5	3.9	12.2	西北西
5月	20.2	29.5	11.5	72	273.0	3.2	13.3	南
6月	22.7	31.5	15.5	77	209.0	3.2	9.0	西
7月	26.4	36.4	19.7	77	166.0	2.9	9.5	西北西
8月	28.1	38.3	21.3	73	82.5	3.1	10.4	西北西
9月	25.4	34.8	18.9	83	283.0	2.9	10.9	東南東
10月	20.8	31.1	11.6	74	138.0	2.7	11.0	南南西
11月	14.2	23.1	4.5	67	121.0	3.2	10.8	北西
12月	9.9	19.6	1.9	60	139.5	4.0	15.3	南南西

出典)「気象庁ホームページ」(平成24年～平成28年)

※:風向欠測

天竜観測所における平成24年～平成28年間の年平均気温は15.4～16.6℃、年間降水量は1,567.0～2,564.5mm、平均風速は2.3～2.5m/sとなっている。

表1-1-2 計画区域周辺の気象状況(天竜観測所)

	気 温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	最大風速	
	平 均	最 高	最 低			(m/s)	風向
平成24年	15.4	37.1	-5.6	2,117.5	2.4	13.2	北北西
平成25年	16.0	39.8	-3.0	1,567.0	2.5	15.5	北北西
平成26年	15.6	36.1	-2.3	2,131.5	2.5	15.2	北北西
平成27年	16.1	37.4	-1.8	2,564.5	2.3	12.4	北北西
平成28年	16.6	38.0	-4.2	2,168.5	2.3	11.6	北北西
1月	6.3	18.2	-4.2	78.0	2.4	10.7	北北西
2月	6.9	18.6	-2.2	140.0	2.7	10.1	北北西
3月	10.2	23.3	-1.2	186.5	2.6	9.5	北北西
4月	15.4	26.5	6.8	252.5	2.4	9.3	北北西
5月	19.3	30.8	10.8	297.0	2.1	8.3	北北西
6月	21.9	31.5	14.6	201.0	1.9	7.9	北北西
7月	25.7	37.6	19.2	135.0	1.7	7.3	北北西
8月	27.0	38.0	20.2	134.0	2.0	7.7	北西
9月	24.4	34.8	18.8	327.0	1.7	5.5	東
10月	19.7	30.0	11.0	169.0	2.1	8.9	北北西
11月	13.2	23.5	3.8	98.5	2.7	10.7	北北西
12月	6.5	19.3	-0.5	150.0	3.0	11.6	北北西

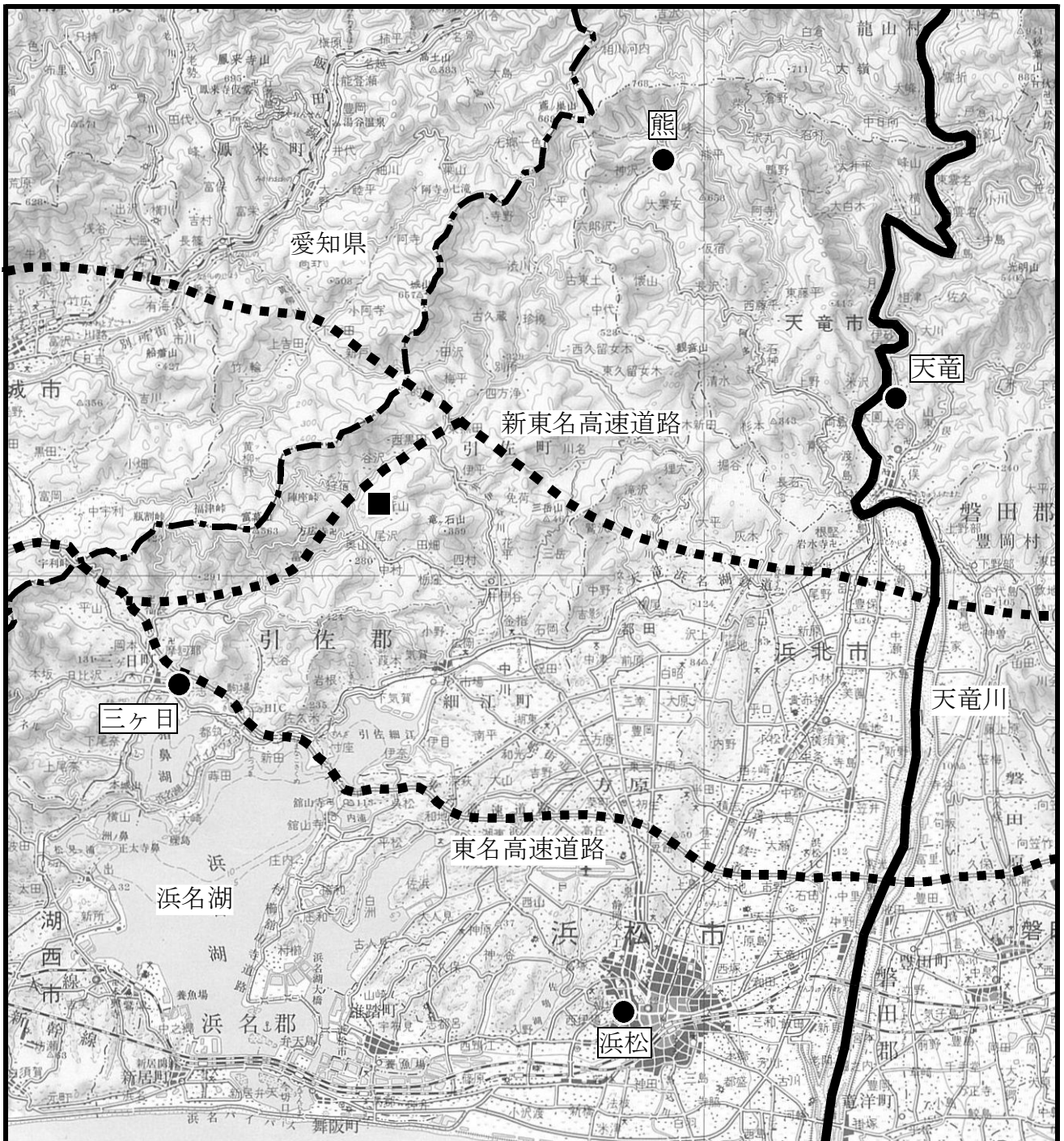
出典)「気象庁ホームページ」(平成24年～平成28年)

熊観測所における平成24年～平成28年間の年間降水量は2,102.5～2,858.5mm、三ヶ日観測所における平成24年～平成28年間の年間降水量は1,449～2,180.5mmとなっている。

表1-1-3 計画区域周辺の気象状況(熊観測所・三ヶ日観測所)

	熊 降水量(mm)	三ヶ日 降水量(mm)
平成24年	2,433.5	1,755.5
平成25年	2,102.5	1,449.0
平成26年	2,858.5	1,743.5
平成27年	2,851.0	2,180.5
平成28年	2,611.0	1,945.5
1月	87.5	64.5
2月	187.5	113.0
3月	192.0	188.0
4月	316.5	212.5
5月	389.5	216.5
6月	206.5	210.0
7月	120.0	192.5
8月	93.5	26.5
9月	465.0	369.5
10月	236.0	114.5
11月	121.5	107.0
12月	195.5	131.0

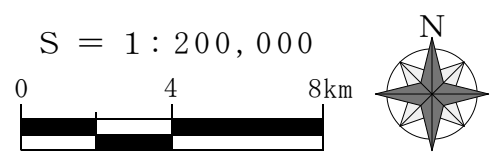
出典)「気象庁ホームページ」(平成24年～平成28年)



凡 例

- : 計画区域
- : 行政界 (県境)
- : 河川
- : 道路
- : 気象観測所

図1-1-1 気象観測所位置図



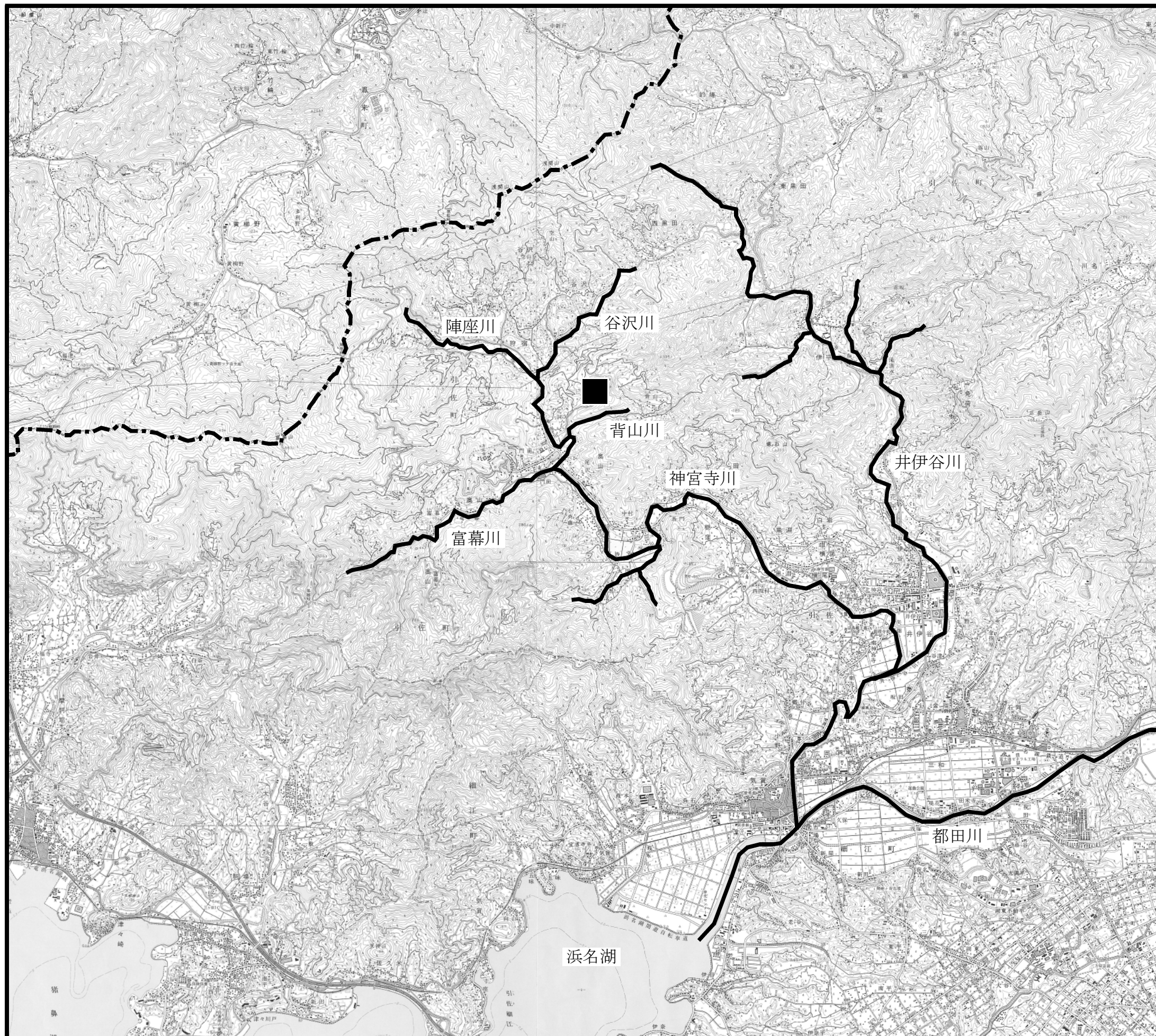
1-2 水象

計画区域周辺の河川の状況を表1-2-1及び図1-2-1に示す。計画区域内を立板沢が北東から南西側に流下しており、計画区域南側で準用河川背山川に合流している。背山川は西側に流下し、二級河川神宮寺川に合流したのち、東南に流下し二級河川井伊谷川に合流している。井伊谷川は南進し都田川に合流した後、西進し浜名湖へと注いでいる。

表1-2-1 河川の状況

水系名	種別	支川名	河川延長 (m)
都田川	二級 河川	—	49,940
	二級 河川	井伊谷川	10,070
	二級 河川	神宮寺川	9,300
	二級 河川	陣座川	1,650
	準用 河川	富幕川	2,850
	準用 河川	谷沢川	2,550
	準用 河川	背山川	1,500

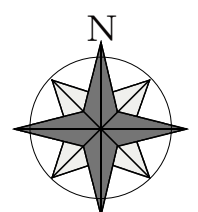
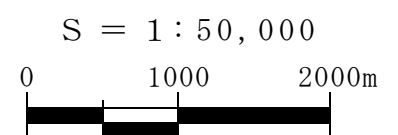
出典)「都田川水系河川整備計画 平成28年6月」 (静岡県浜松市)



凡 例

- : 計画区域
- : 河川
- - - : 行政界 (県境)

図1-2-1 計画区域周辺の河川状況



1-3 地盤性状

(1) 地形

計画区域は浜名湖北部の愛知県との県境に近い古生層の山地に位置している。周辺の山地の標高は200～400m前後にとどまる低平な山地であり、山頂はいずれも丸みをおび、著しい起伏もなく、かなり長く続いて山稜を成している。一方で河川による開析が進んでおり、山間は広い谷によって隔てられ、いわゆる晩壮年期の山容を呈している。

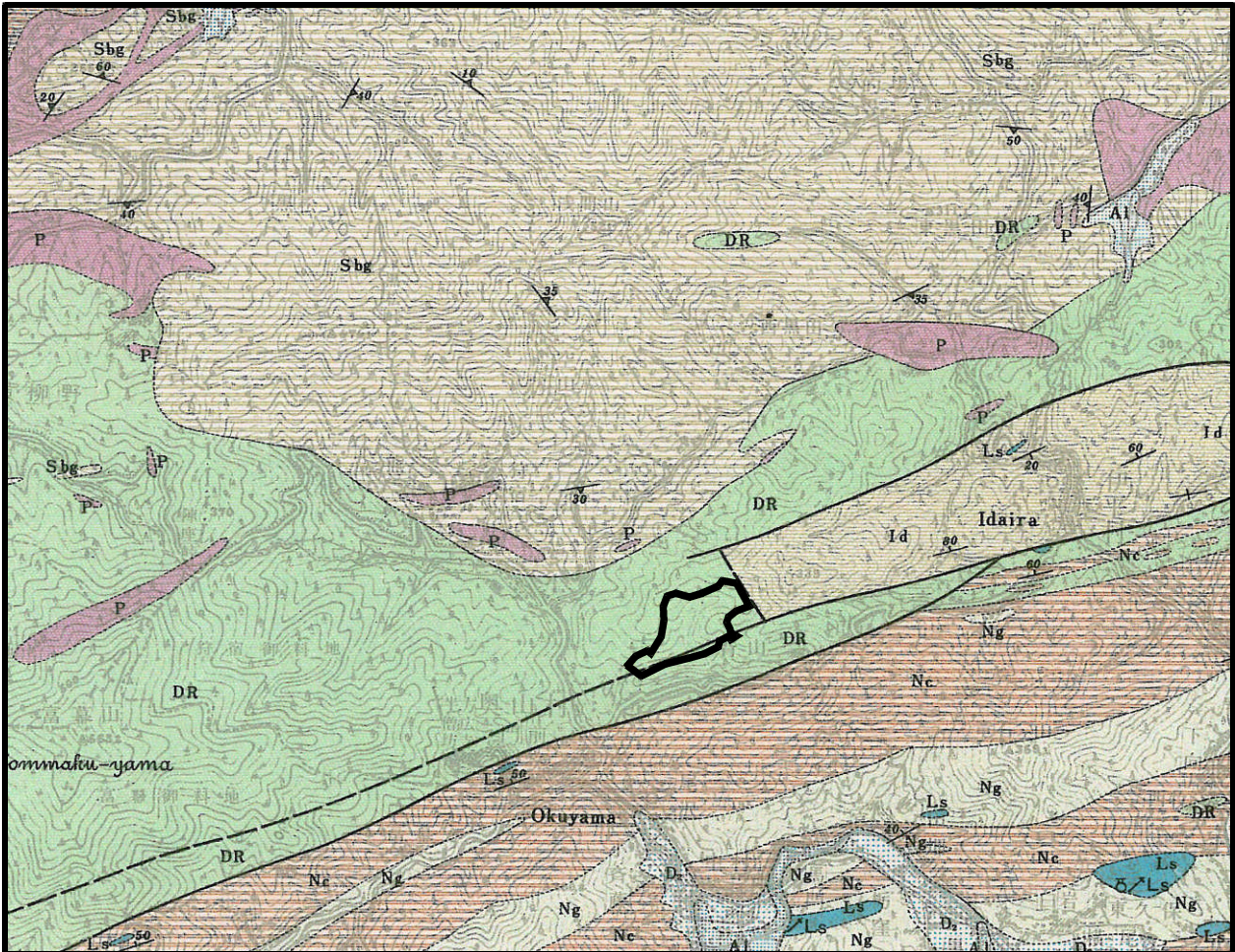
計画区域は、都田川支川の神宮寺川左岸に位置し、計画区域内を北東側から南西側に向かい流下する立板沢の谷間及びその周囲の山地からなり、全体的には立板沢の流下方向である南西方向に傾斜している。なお、現在の計画区域内は三嶽鉦山の採石事業に伴いその地形が大きく改変されている。

(2) 地質

計画区域周辺の地質図を図1-3-1に示す。

計画区域は、輝緑岩、斑れい岩、異剥岩、角閃岩、緑色千枚岩の地質(DR)に位置し、計画区域東側には、粘板岩、砂岩、礫岩、チャートの地質(Id)が隣接している。また、計画区域の位置するDRの地質の北側には、黒色千枚岩、緑色千枚岩の地層(Sbg)が広く分布しており、南側には断層を挟んでチャート、珪岩、粘板岩の地質(Nc)が広がっている。

計画区域及びその周辺には、東北東から西南西方向に3本の断層が走っている。また、計画区域東側には上述したDRとIdの地質の境にも断層がみられる。



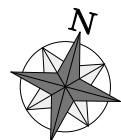
凡例 : 計画区域

<p>沖積層 沖積層 Alluvium Al 礫, 砂, 粘土 gravel, sand, clay</p> <p>新層 新層 Younger Ds 礫, 砂, 粘土 gravel, sand, clay</p> <p>古層 古層 Older Dc 礫, 砂, 粘土 gravel, sand, clay</p> <p>伊予層 Idaira Formation Id 粘板岩, 砂岩, 礫岩, チャート clay slate, sandstone, conglomerate, chert</p> <p>石灰岩 Ls 石灰岩 limestone</p> <p>P 橄欖岩, 蛇紋岩 peridotite, serpentine</p> <p>DR 輝綠岩, 斑岩, 閃石岩, 角閃岩, 綠色千枚岩 diabase, gabbro, diorite, amphibolite, green phyllite</p> <p>Am 角閃岩, 綠色片岩, 綠輝岩 amphibolite, green schist, diabas</p> <p>新田層 新田層 Miyakoda Formation Ms 砂岩, 粘板岩 sandstone, clay slate</p> <p>伊予層 伊予層 Iyuya Formation Ne チャート, 珪岩, 粘板岩 chert, quartzite, clay slate</p> <p>Ng 輝綠岩, 閃石岩 schalstein, diabase</p> <p>Ls 石灰岩 limestone</p>	<p>石帯層 Shizutani Zone Ib 黑色千枚岩, 片狀砂岩 black phyllite, schistose sandstone</p> <p>Ig 綠色千枚岩 green phyllite</p> <p>Sbg 黑色千枚岩, 綠色千枚岩 black phyllite, green phyllite</p> <p>Pb 黑色千枚岩, 黑色片岩 black phyllite, black schist</p> <p>Fg 綠色片岩, 綠色千枚岩, 綠色岩 green schist, green phyllite, green rock</p> <p>Fq 珪質黑色片岩, 石英片岩 siliceous black schist, quartz schist</p> <p>Pbg 綠色片岩, 黑色片岩 green schist, black schist</p> <p>Ls 石灰岩 limestone</p> <p>S 蛇紋岩, 滑石片岩 serpentine, talc schist</p> <p>Ag 綠色片岩, 綠色岩 green schist, green rock</p> <p>Ab 黑色片岩 black schist</p> <p>Abg 斑紋綠色片岩, 斑紋黑色片岩, 石英片岩 spotted green schist, spotted black schist, quartz schist</p>	<p>20 / 地層の走向傾斜 Strike and Dip of bed</p> <p>⊥ 垂直層 Vertical Strata</p> <p>↗ 火山岩の流紋構造の方向 Flow structure of volcanic rock</p> <p>↖ 結晶片岩の片理及び線理構造 Schistosity plane and lineation of crystalline schist</p> <p>— 實在断層 Actual Fault</p> <p>- - - 推定断層 Estimated Fault</p> <p>- · - · 伏在断層 Concealed Fault</p> <p>⊗ 發見露山 Working Mine</p> <p>⊕ 採石場 Quarry</p> <p>⊖ 石灰窯 Lime Kiln</p> <p>△ 隄産地 Mineral deposit</p> <p>Mn マンガン Manganese</p> <p>Ni ニッケル Nickel</p> <p>Tc 滑石 Talc</p> <p>Ps 陶石 Porcelain Stone</p> <p>Ls 石灰石 Limestone</p>
--	---	--

図1-3-1 計画区域周辺の地質図

出典「5万分の1地質図」(工業技術院地質調査所)

S = 1 : 50,000



2 地域の社会的状況

2-1 土地利用

(1) 地目別面積の推移

浜松市の地目別土地利用の推移を表2-1-1に示す。

浜松市の地目別面積は、山林が最も多く、次いで畑、宅地の順となっており、平成17年の合併により山林の占める割合が多い天竜区と北区の地域が加わった状況を反映している。

平成27年では山林が299.9km²(約51%)、次いで畑が110.4km²(約19%)、宅地が101.3km²(約17%)となっている。

表2-1-1 浜松市の土地の地目別面積の推移(免税点以上) 単位: km²

年次	総数	宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
平成23年	588.9	99.6	36.6	112.7	299.9	8.4	26.3	5.3
平成24年	587.7	99.6	36.5	112.1	299.3	8.4	26.9	4.9
平成25年	587.3	100.2	36.3	111.5	298.7	8.4	27.4	4.8
平成26年	586.5	100.9	36.0	111.2	297.8	8.4	27.4	4.7
平成27年	588.4	101.3	35.8	110.4	299.9	8.3	28.1	4.6

- 注1) 各年1月1日現在。
2) 免税点以上とは課税標準額が30万円以上。
3) 「その他」とは、池沼、牧場、鉱泉地を合わせた面積。
4) 統計値は小数点第二位を四捨五入したもの。
出典)「浜松市公式Webサイト」(浜松市役所)より作成。

(2) 土地利用の現状

計画区域周辺の主要な土地利用は、果樹園、針葉樹林等となっている。

また、計画区域周辺の都市計画区域の指定状況を図2-1-1に示す。計画区域周辺は都市計画区域外となっている。

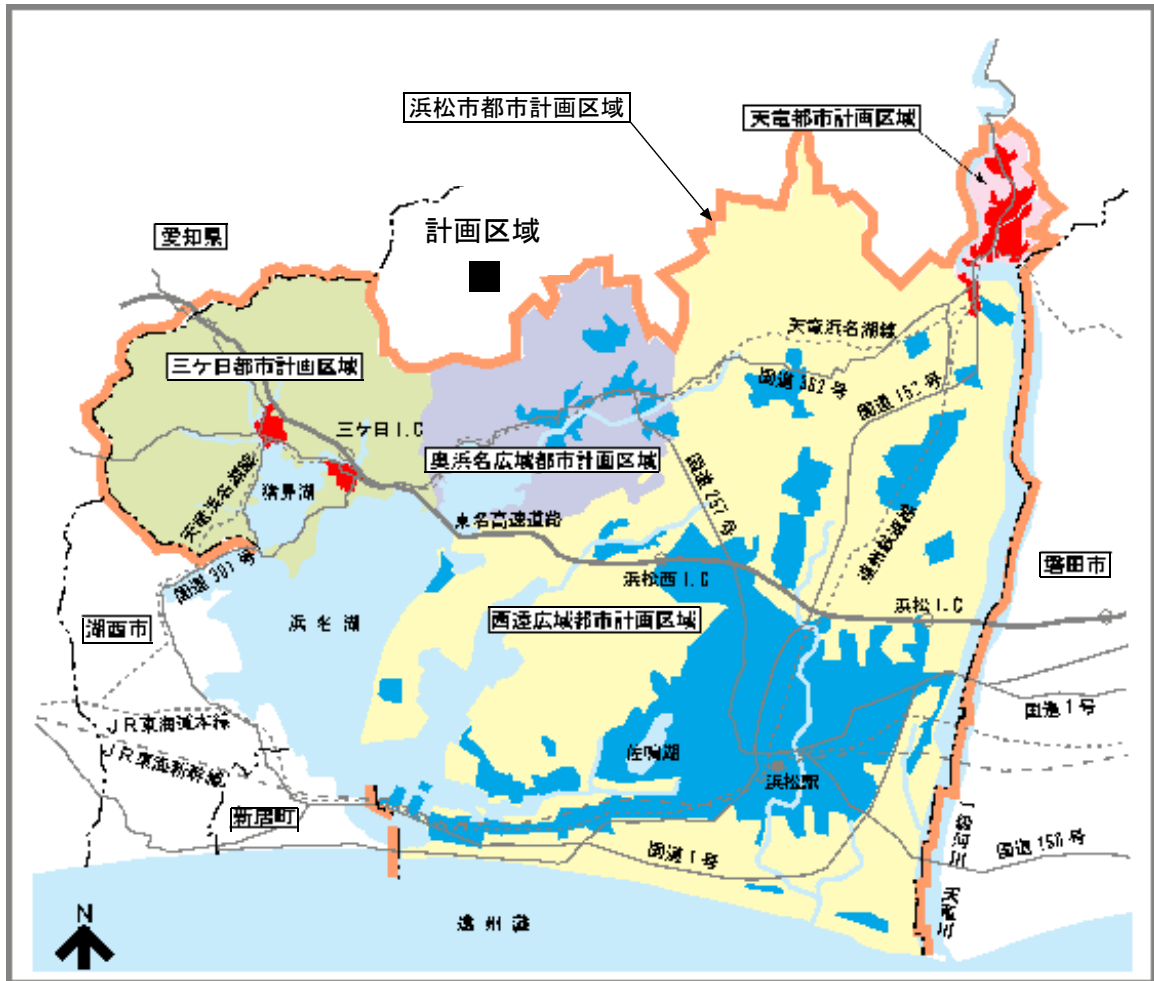


図2-1-1 都市計画区域の指定状況

2-2 人家等

(1) 人口等

浜松市の人口・世帯数の推移を表2-2-1に、計画区域周辺の地区別の人口・世帯数の推移を表2-2-2に示す。

浜松市の平成24年～28年までの人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にある。

一方、計画区域が位置する奥山地区でも人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、平成28年10月1日現在、511世帯、1,322人となっている。

表2-2-1 浜松市の人口・世帯数の推移

年次	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	816,490	812,888	810,642	809,065	808,249
世帯数	320,171	321,882	324,478	327,467	330,765

注1) 各年10月1日現在

2) データは住民登録及び外国人登録による。

出典)「浜松市公式Webサイト」(浜松市役所総務部文書行政課)

表2-2-2 地区別の人口・世帯数の推移

地区	項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
引佐地区 (旧引佐町)	総人口	13,891	13,795	13,674	13,502	13,342
	世帯数	4,589	4,628	4,656	4,666	4,691
奥山	総人口	1,447	1,398	1,392	1,349	1,322
	世帯数	495	499	509	504	511
谷沢	総人口	256	258	241	238	232
	世帯数	75	76	72	74	71
伊平	総人口	610	600	584	574	565
	世帯数	197	201	201	202	205
狩宿	総人口	255	260	250	242	235
	世帯数	65	66	64	64	63
田畑	総人口	154	152	145	140	142
	世帯数	43	44	43	42	43
西黒田	総人口	100	101	100	101	91
	世帯数	31	30	30	31	30

注1) 各年10月1日現在

2) データは住民登録及び外国人登録による。

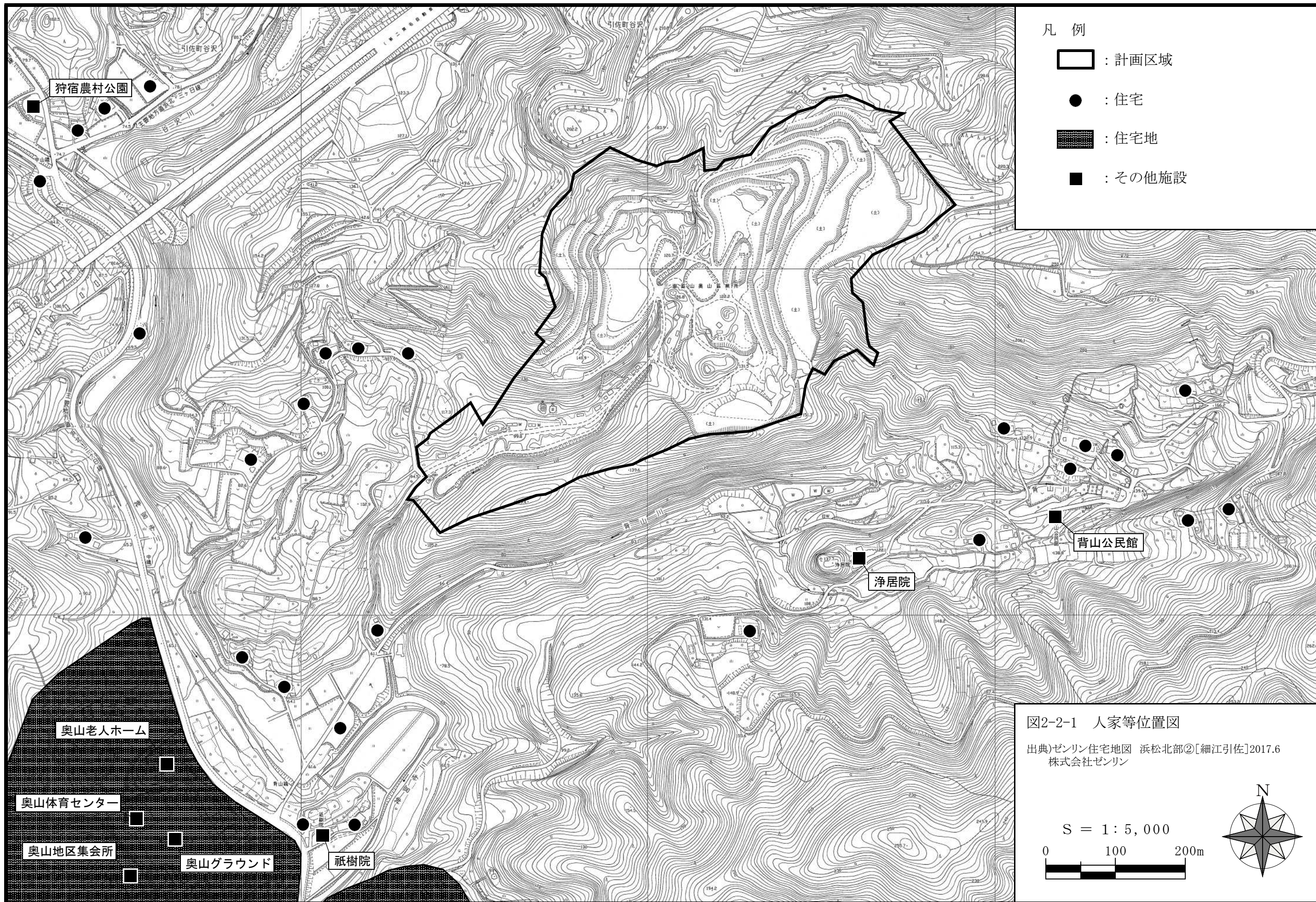
出典)「浜松市公式Webサイト」(浜松市役所総務部文書行政課)

(2) 人家位置

計画区域周辺の人家等の位置を図2-2-1に示す。

計画区域の西側に北洞地区の集落が、東南側に背山地区の集落が位置している。計画区域に最も近い人家は、計画区域西側の敷地境界線から約100mに位置している。

また、搬入道路となる主要地方道浜北三ヶ日線沿道には奥山老人ホームが位置している。



- 凡 例
- : 計画区域
 - : 住宅
 - : 住宅地
 - : その他施設

図2-2-1 人家等位置図
 出典)ゼンリン住宅地図 浜松北部②[細江引佐]2017.6
 株式会社ゼンリン

S = 1 : 5,000

0 100 200m

2-3 交通量

計画区域周辺の交通量の状況を表2-3-1に、道路状況を図2-3-1に示す。

計画区域西側には主要地方道浜北三ヶ日線、一般県道新城引佐線が南北方向に走っている。また、計画区域北側には主要地方道浜北三ヶ日線が、南側には一般県道新城引佐線が東西方向に走っており、ともに一般国道257号に合流している。

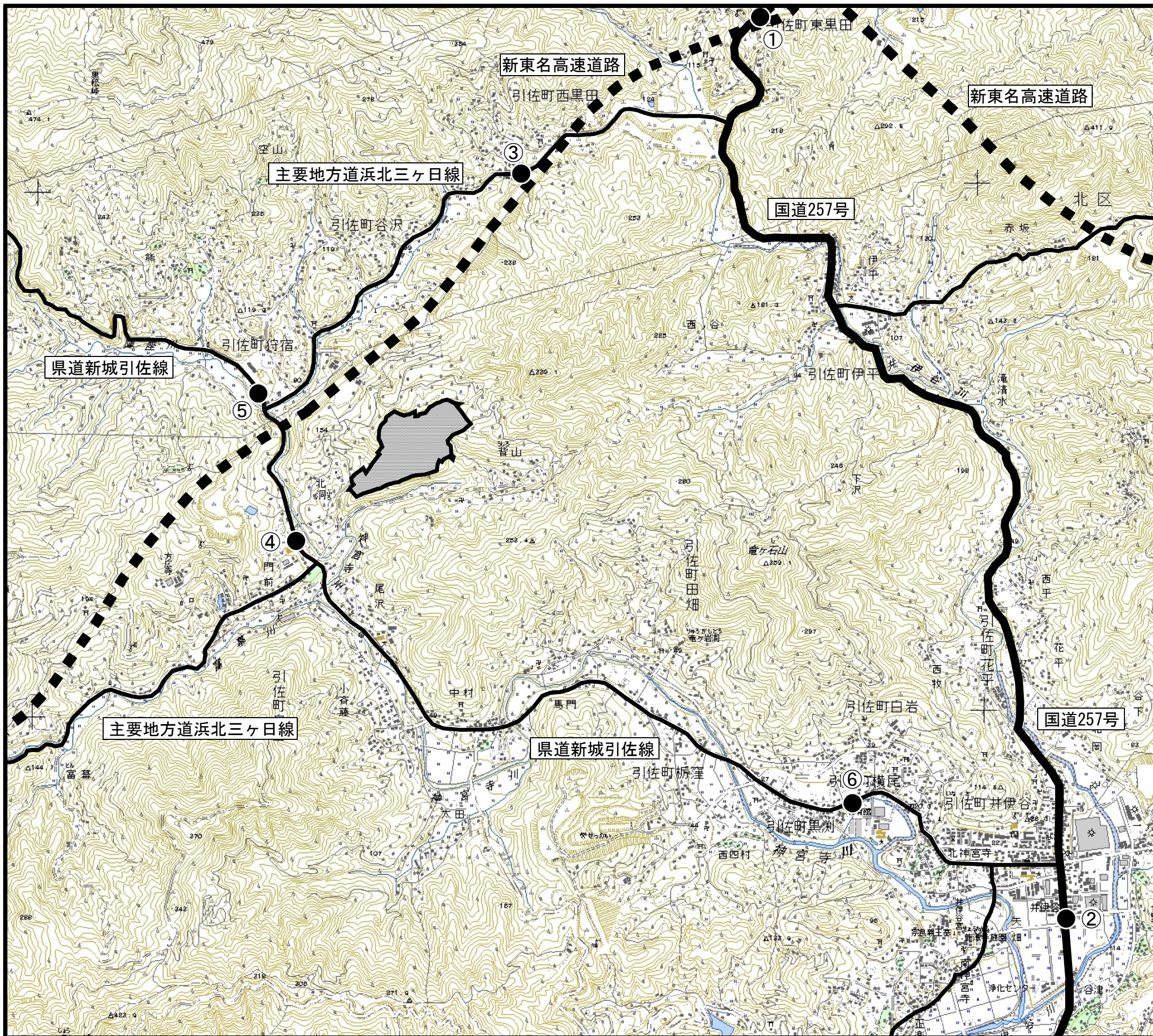
なお、平成24年には、計画区域の北東から南西に向かい新東名高速道路の連絡道が開通している。

計画区域の西側を走る主要地方道浜北三ヶ日線(④)では、平成27年で平日が1,780台/24時間、1,459台/12時間となっている。また、全体的に平成17年～平成27年掛けて交通量は減少傾向にある。

表2-3-1 交通量の状況

No.	路線名	観測地点	観測時間	交通量(台)					
				平成17年		平成22年		平成27年	
				平日	休日	平日	休日	平日	休日
①	一般国道257号	浜松市北区	12時間	5,687	6,133	6,315		4,938	
		引佐町東黒田	24時間	7,138	7,360	7,957		6,044	
②	一般国道257号	浜松市北区	12時間	12,077	12,006	12,200		10,842	
		引佐町井伊谷	24時間	15,217	14,407	15,982		14,420	
③	主要地方道 浜北三ヶ日線	浜松市北区	12時間	807	516	693		537	
		引佐町西黒田	24時間	1,025	640	880		644	
④	主要地方道 浜北三ヶ日線	浜松市北区	12時間	1,823	1,302	1,714		1,459	
		引佐町奥山	24時間	2,315	1,614	2,177		1,780	
⑤	一般県道 新城引佐線	浜松市北区	12時間	792	601	657		529	
		引佐町狩宿	24時間	974	745	834		635	
⑥	一般県道 新城引佐線	浜松市北区	12時間	5,306	4,693	4,870		4,707	
		引佐町横尾	24時間	6,526	5,819	6,185		5,978	

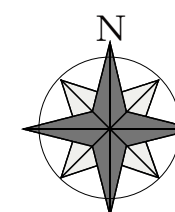
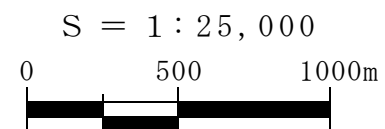
出典)「平成17年度 道路交通センサス報告書」(静岡県土木部道路総室道路企画室)
「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(国土交通省道路局)



凡例

- : 計画区域
- : 第二東名高速道路・連絡路
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 交通量調査地点

図2-3-1 計画区域周辺の道路状況



2-4 主要な発生源

大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例では、ばい煙等、騒音及び振動を排出する特定施設等の届出を義務づけている。

主要な発生源として、浜松市における各法令に基づく特定施設等の事業所数及び施設数を次に示す。

(1) 大気・悪臭関係特定施設の届出状況

表2-4-1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として、電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が10平方メートル以上であること。	269	666
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端	6	13
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	12	64
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	1	2
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)		8	14
12	電気炉(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用)		2	14
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	17	33
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	4	18

注) 平成28年3月末現在

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-2 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設		24	93

注) 平成28年3月末現在
 出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-3 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設

施設数合計	0
事業場数合計	0

注) 平成28年3月末現在
 出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-4 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。	57	72
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	17	66
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	14	23
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	8	16

注) 平成28年3月末現在
 出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-5 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満のもの	18	28
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満のもの	13	15
3	木材チップス又は木粉の堆積場	面積1,000㎡以上であること。	1	1
4	ベルトコンベア、バケットコンベア(木材チップ、木粉用)	ベルトの幅75cm以上、又はバケット容量0.03m ³ 以上のもの	4	25
5	木材チップの風送施設		1	8
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上のもの	2	2
8	打綿機	すべてのもの	26	37
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの	62	210
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	247	775
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	すべてのもの	150	330

注) 平成28年3月末現在

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-6 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設	すべてのもの		
			0	0
			1	2
			0	0
			13	13
9	鶏舎及び豚舎	鶏舎面積400平方メートル以上及び豚舎面積150平方メートル以上のもの	鶏: 23 豚: 35	鶏: 35 豚: 70

注) 平成28年3月末現在

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-7 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数

項	作業内容	届出件数
1	特定建築材料が使用されている建築物その他工作物(以下、「建築物等」という。)を解体する作業(次項又は3の項に掲げるものを除く。)	14
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温剤及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建設材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの(次項に掲げるものを除く。)	3
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入る事が危険な状態の建築物等を解体作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	0
4	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	11

注) 平成28年3月末現在

備考) 特定建築材料とは、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材のこと。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-8 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

項	施設	規模・能力	事業場数	施設数
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が一時間当たり100,000m ³ 以上のもの	1	2
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が一時間当たり10,000m ³ 以上のもの	1	3

注) 平成28年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

(2) 水質関係特定施設の届出状況

表2-4-9 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

番号	業種	施設の種類	特定事業場数
1の2	畜産農業又はサービス業	豚房、牛房施設等	128
2	畜産食料品製造業	原料処理施設、洗浄施設等	10
3	水産食料品製造業	原料処理、洗浄施設等	21
4	野菜、果物の保存食料品製造業	原料処理施設、洗浄施設等	17
5	みそ、しょうゆ等製造業	原料処理、洗浄施設等	8
8	パン、菓子製造業、製あん業	粗製あん沈殿槽	2
10	飲料製造業	原料処理、洗浄施設等	4
12	動植物油脂製造業	原料処理、洗浄施設等	1
16	めん類製造業	湯煮施設	10
17	豆腐、煮豆製造業	湯煮施設	38
18の2	冷凍調理食品製造業	原料処理、洗浄施設等	4
19	紡績業、繊維製品製造加工業	精錬機、漂白機、染色施設等	18
22	木材薬品処理業	湿式パーカー、薬液浸透施設	2
23の2	新聞、出版、印刷、製版業	自動式フィルム現像洗浄施設等	10
27	無機化学工業製品製造業	ろ過施設等	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	湿式アセチレンガス発生施設等	2
37	その他の石油化学工業	洗浄施設、分離施設等	1
53	ガラス製品製造業	研磨洗浄施設等	2
54	セメント製品製造業	成形機、水養生施設等	5
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント	22
58	窯業原料精製業	水洗式破碎施設、水洗式分別施設等	1
59	砕石業	水洗式破碎、分別施設	1
60	砂利採取業	水洗式分別施設	7
61	鉄鋼業	焼入施設等	1
62	非鉄金属製造業	還元槽、電解、焼入施設等	3
63	金属製品、機械器具製造業	焼入施設等	55
64の2	水道施設、工業用水道施設	沈でん施設等	6
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		53
66	電気メッキ施設		39
66の3	旅館業	ちゅう房施設等	124
66の4	共同調理場	ちゅう房施設等(総面積500m ² 以上)	3
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	ちゅう房施設等(総面積360m ² 以上)	7
66の6	飲食店	ちゅう房施設等(総面積420m ² 以上)	5
67	洗たく業	洗浄施設	129
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄機	33
68の2	病院(病床300以上のもの)	ちゅう房施設等	4
70の2	自動車分解整備業	洗車施設	5
71	自動式車両洗浄施設		176
71の2	試験検査研究業	洗浄施設等	26
71の3	一般廃棄物処理施設	焼却施設	1
71の4	産業廃棄物処理施設		3
71の5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設		5
72	し尿処理施設	処理対象500人以下のものを除く	37
73	下水道終末処理施設		11
74	特定事業場から排出される水の処理施設		3

注) 平成28年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-10 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質特定施設の届出状況

番号	施設の種類	特定事業場数
1	アスファルトプラントの塵ガス洗浄施設	1
2	非鉄金属製造業(銅の圧延、アルミニウム等ダイカストマシン)	7
3	ゴム製品製造業(混練施設)	9
4	ニッケルメッキ用電気メッキ施設	27

注) 平成28年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

(3) 騒音・振動関係特定施設の届出状況

表2-4-11 騒音規制法等に基づく特定施設の届出状況

番号	施設の種類	騒音規制法	県条例
1	金属加工機械(機械プレス等)	5,169	14,823
2	空気圧縮機及び送風機	6,125	1,765
3	土石用又は鉱物用機械(破碎機、摩砕機等)	114	35
4	繊維機械(機械、撚糸機等)	16,201	3,311
5	建設用資材製造機械(コンクリートプラント等)	30	7
6	穀物用製粉機(ロール式のもの)	1	1
7	木材加工機械(チップパー、帯のこ、丸のこ等)	1,101	2,645
8	紙加工機械(抄紙機等)	0	1
9	印刷機械	716	18
10	合成樹脂用射出成形機	1,177	190
11	鍛型造型機(ジヨルト式のもの)	80	0
12	クーリングタワー	-	440
13	集じん施設	-	861
14	冷凍機	-	7,659

注) 平成28年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-4-12 振動規制法等に基づく特定施設の届出状況

番号	施設の種類	振動規制法	県条例
1	金属加工機械(機械プレス等)	6,850	694
2	圧縮機	2,564	915
3	土石用又は鉱物用機械(破碎機、摩砕機等)	128	44
4	繊維機械	16,021	152
5	コンクリートブロックマシン等	13	0
6	木材加工機械(ドラムバーカー等)	41	9
7	印刷機械	288	11
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	42	3
9	合成樹脂用射出成形機	1,453	146
10	鍛型造型機(ジヨルト式のもの)	62	0

注) 平成28年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

1) 大気基準対象施設の届出状況

大気基準対象施設の届出状況を表2-4-13に示す。浜松市内の大気基準対象施設は、52施設が届出されている。

表2-4-13 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準対象施設

No.	施設名	稼働中施設	休止中施設 (建設中施設を含む)	合計
1	焼結鉍製造用焼結炉	0	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	1	0	1
5	廃棄物焼却炉	28	23	51

注) 平成28年3月末現在

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

2) 水質基準対象施設の届出状況

水質基準対象施設の届出状況を表2-4-14に示す。浜松市内の水質基準対象施設は、7事業場が届出されている。

表2-4-14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設

No.	施設名	測定義務のある事業場数	測定義務のない事業場数	事業場数の合計
2	カーバイト法アセチレン製造用のアセチレン洗浄施設	0	2	2
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	1	2	3
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	2	0	2

注) 平成28年3月末現在

備考1) 異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上した。

2) 測定義務のない事業場：施設を休止中又は建設中等の事業場

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

2-5 関係法令等

(1) 環境基準

1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準を表2-5-1に示す。

表2-5-1 一般大気環境汚染物質に係る環境基準

(環境庁告示第25号及び第38号)

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	次に定める長期的評価及び短期的評価のどちらかを行う。 (短期的評価) 測定を行った日について1日平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	(長期的評価) 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準と比較して評価する。
微少粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準と短期基準の両者について長期的評価を行い、両方を満足した場合に環境基準達成と判断する。 (長期基準) 1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較 (短期基準) 1日平均値のうち年間98パーセントイル値を代表値として短期基準(1日平均値)と比較
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	(短期的評価) 測定を行った日の昼間(5時～20時)の時間帯における1時間値を環境基準と比較して評価する。

注1) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

3) 微少粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

有害大気汚染物質とは、大気汚染防止法第2条第9項に規定されている物質で、継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあり、かつ、大気の汚染の原因となる物質をいい、現在、優先取組物質として22物質が指定されている。このうち、表2-5-2に示した5物質について環境基準が設定されている。

表2-5-2 有害大気汚染物質等の環境基準

有害大気汚染物質等	基準値
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

2) 水質に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表2-5-3に、生活環境の保全に関する環境基準(河川)を表2-5-4に、計画区域下流における環境基準の設定状況を表2-5-5に示す。

表2-5-3 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は、年間平均値とする。全シアンに係る基準値については最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数(0.2259)を乗じたものと日本工業規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数(0.3045)を乗じたものの和とする。

出典)「昭和46年 環境庁告示第59号 最終改正:平28年 環境省告示第37号」

表2-5-4 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—	

注1) 基準値は、日間平均値とする。

2) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

3) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作をおこなうもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

5) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

6) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない限度

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-5 環境基準の設定状況（浜名湖水域）

名称	範囲	水域類型	達成期間	設定期日
都田川	都田川の河口の左岸(細江町大字気賀字北島2736番地地先)と右岸(同町同大字字大鳥居5463番地の14地先)を結んだ直線から上流の都田川本流	河川A	直ちに達成	S47.8.1

出典) 「環境保全ハンドブック 2005年版」(静岡県環境保全協会)

3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2-5-6に示す。

表2-5-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該試験方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数(0.2259)を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数(0.3045)を乗じたものの和とする。

出典) 「平成9年 環境庁告示第10号 最終改正:平成28年 環境省告示第31号」

4) 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されている。騒音に係る環境基準を表2-5-7～表2-5-8に示す。計画区域の周辺地域は「B類型」に該当する。

また、浜松市の騒音・振動に係る要請限度を表2-5-9～表2-5-10に示す。

表2-5-7 一般の地域に係る騒音の環境基準

地域の類型	該当地域	時間の区分	
		昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域(特別工業地域を除く) 第2種住居地域(特別工業地域を除く) 準住居地域 市街化調整区域(浜松飛行場を除く)		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 特別工業地区	60デシベル以下	50デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2) 評価は、時間区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル(L_{Aeq,T})による。

3) ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)の環境基準は、上記によらず次表のとおりとする。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-8 道路に面する地域に係る騒音の環境基準

地域の区分	基準値			
	昼間(午前6時～午後10時)		夜間(午後10時～午前6時)	
	幹線道路を担う道路に近接する空間	左記以外の地域	幹線道路を担う道路に近接する空間	左記以外の地域
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	70デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

注1) 「幹線道路を担う道路」とは、

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等

2) 「幹線交通を担う道路に接近する空間」とは、

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで

備考) 個別の住宅等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれている時は、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-9 地域指定に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		範囲 (道路端から)	時間の区分	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
a 区域及び b 区域のうち 1車線を有する道路に面する区域		適用なし	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する区域			70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域			75デシベル	70デシベル
幹線交通 を担う道 路に近接 する空間	2車線以下	15m	75デシベル	70デシベル
	3車線以上	20m		

注) 区域は、次に掲げる地域とする。

- a 区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- b 区域 第1種住居地域（特別工業地区を除く）
第2種住居地域（特別工業地区を除く）
準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く）
- c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区
出典）「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」（浜松市環境部環境保全課）

表2-5-10 地域指定に基づく道路交通振動の要請限度

地域の区分	時間の区分	
	昼間(午前8時～午後8時)	夜間(午後8時～午前8時)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 区域は、次に掲げる地域とする。

- 第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域（特別工業地区を除く）、第2種住居地域（特別工業地区を除く）
準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く）
- 第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区
出典）「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」（浜松市環境部環境保全課）

5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準を表2-5-11に示す。

なお、ダイオキシン類の大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表2-5-11 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
注2) 基準値は、年間平均値とする。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

(2) 公害防止規制

1) 騒音・振動に係る規制基準

騒音・振動関係の規制基準等を表2-5-12～表2-5-15に示す。

なお、計画区域の周辺地域は、騒音が「第2種区域」に、振動が「第1種区域の2」に該当する。

表2-5-12 騒音の規制基準（法令・条例）

区域の区分	規 制 基 準		
	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8 時まで、午後6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

注1) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

2) 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-13 振動の規制基準（法令・条例）

区域の区分		規 制 基 準	
種 別	該当区域	昼 間 (午前8時から 午後8時まで)	夜 間 (午後8時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域の1	付表の第1種区域	60デシベル	55デシベル
第1種区域の2	付表の第2種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域の1	付表の第3種区域	70デシベル	60デシベル
第2種区域の2	付表の第4種区域	70デシベル	65デシベル

注) 病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-14 付表（騒音の規制地域の区分）

区域の区分	用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域(特別工業地区を除く。)、第2種住居地域(特別工業地区を除く。)、準住居地域、市街化調整区域(浜松飛行場を除く。)
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区
第4種区域	工業地域、工業専用地域(県条例による。)

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-15 騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

作業の種別	区域の区分	作業の規制基準
作業の騒音・振動	市内全域	特定建設作業の敷地の境界線において、85デシベル(騒音)、75デシベル(振動)を超えないこと。
作業の時刻	市内全域 ※	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。※
作業の時間	市内全域 ※	1日の作業が10時間を超えないこと。※
作業の期間	市内全域	連続して6日を超えないこと。
作業の日	市内全域	日曜日その他の休日でないこと。
備考1) ※：工業専用地域のうち病院等、学校、保育所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内を除いた区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。 また、1日の作業が14時間を超えて行わないこと。 2) 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。 3) テスト打ちも特定建設作業に含まれる。		

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

2) 水質汚濁に係る排水基準（水質汚濁防止法に基づく一律基準）

水質に係る排水基準を表2-5-16～表2-5-17に示す。なお、産業廃棄物の最終処分場は水質汚濁防止法の特定事業場には該当せず、これらの基準は適用されないが参考として掲載した。

表2-5-16 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		基準値
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機燐化合物		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	河川及び湖沼	10mg/L
	海域	230mg/L
ふっ素及びその化合物	河川及び湖沼	8mg/L
	海域	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じた値、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

備考) 砒素及びその化合物についての排水基準は、法施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-17 一般項目に係る排水基準

項 目		基 準 値
pH (水素イオン濃度)	河川及び湖沼	5.8～8.6
	海域	5.0～9.0
BOD (生物化学的酸素要求量)		最大 160mg/L (日間平均120mg/L)
COD (化学的酸素要求量)		最大 160mg/L (日間平均120mg/L)
SS (浮遊物質)		最大 200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	最大 5mg/L
	動植物油脂類	最大 30mg/L
フェノール類含有量		最大 5mg/L
銅含有量		最大 3mg/L
亜鉛含有量		最大 2mg/L
溶解性鉄含有量		最大 10mg/L
溶解性マンガン含有量		最大 10mg/L
クロム含有量		最大 2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量		最大 120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量		最大 16mg/L (日間平均8mg/L)

備考1) 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2) この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。(浜名湖、佐鳴湖)
- 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。(浜名湖、佐鳴湖、佐久間ダム貯水池、水窪ダム貯水池、都田川ダム貯水池)

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

上乘せ基準は、それぞれ業種・設置年・排水量ごとに基準が設けられている。ここでは参考として「一般廃棄物処理施設」と「産業廃棄物処理業」の基準を掲載した。

表2-5-18 浜名湖水域における上乘せ排水基準

設置年月日	特定事業場の区分		有害物質 <最大値> mg/L					一般項目 <最大値> mg/L ()内平均値								
			カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	BOD	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	フェノール類	銅	亜鉛	クロム
		一律基準	0.1	1	1	0.5	0.1	160 (120)	200 (150)	5	30	5	3	2	2	
昭55.5.9以前	病院、一般廃棄物処理施設	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	40 (30)	90 (70)	5	30	5	3	2	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	
昭55.5.10以後	病院、一般廃棄物処理施設	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	20 (15)	50 (40)	5	30	5	1	1	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	
昭59.4.30以前	指定業種※	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	40 (30)	90 (70)	5	30	5	3	2	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	
昭59.5.1以後	指定業種	50m ³ /日以上	0.1	1	1	0.5	0.1	20 (15)	30 (20)	5	30	5	1	1	2	
		50m ³ /日未満	0.1	1	1	0.5	0.1	—	—	—	—	—	3	5	2	

注1) 指定業種とは、次に掲げる業種。

冷凍調理食品製造業、たばこ製造業、一般製材業又は木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業、新聞・出版・印刷又は製版業、自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業、医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業、空びん卸売業、自動車分解整備業、**産業廃棄物処理業**

2) ※については、指定業種から冷凍調理食品製造業及び合板製造業を除く。

3) 河川にはBOD、湖沼及び海域にはCODが適用される。

4) 産業廃棄物の最終処分場は水質汚濁防止法による上乘せ基準は適用されないため、上表は参考値。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-5-19 静岡県生活環境の保全等に関する条例による排水基準

項目	基準値
水質汚濁防止法施行令第2条に規定する物質 (表2-2-34の有害物質に同じ)	排水基準を定める総理府令別表第一の下欄に掲げる許容限度 (表2-2-34の有害物質に同じ)
水質汚濁防止法施行令第3条第1項に規定する物質 (表2-2-35の一般項目に同じ)	排水基準を定める総理府令別表第二の下欄に掲げる許容限度 (表2-2-35の一般項目に同じ)
ニッケル含有量	2mg/L

備考1) この表に掲げる排水基準は、次に掲げる方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(1) ニッケル含有量 規格K0102の59・2に定める方法

(2) その他の種類又は項目 排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法

2) この表の2の項及び3の項に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3) 別表第6の4の項に掲げる施設(ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設)については、1の項及び2の項は適用しない。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

また、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく排水基準を表2-5-20に示す。

表2-5-20 排水基準

項 目	単 位	基準値	項 目	単 位	基準値
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	セレン及びその化合物	mg/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	ほう素及びその化合物	mg/L	海域以外:50
鉛及びその化合物	mg/L	0.1			海域:230
有機塩化化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びエチルパラチオン、フェニルチオンベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	mg/L	1	ふつ素及びその化合物	mg/L	海域以外:15
六価クロム化合物	mg/L	0.5	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	水素イオン濃度(水素指数)		海域以外:5.8~8.6 海域:5.0~9.0
シアン化合物	mg/L	1	生物化学的酸素要求量	mg/L	60
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	化学的酸素要求量	mg/L	90
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	浮遊物質質量	mg/L	60
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5
ジクロロメタン	mg/L	0.2	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30
四塩化炭素	mg/L	0.02	フェノール類含有量	mg/L	5
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	銅含有量	mg/L	3
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	亜鉛含有量	mg/L	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	溶解性鉄含有量	mg/L	10
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	クロム含有量	mg/L	2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	大腸菌群数	mg/L	日間平均 3000/cm ³ 値以下
チウラム	mg/L	0.06	窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)
シマジン	mg/L	0.03	燐含有量	mg/L	16(日間平均 8)
チオベンカルブ	mg/L	0.2	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10
ベンゼン	mg/L	0.1			

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回することをいう。

2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

3) 地下水に係る基準

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく地下水等検査項目の地下水基準を表2-5-21に示す。

表2-5-21 地下水等検査項目の基準値

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2)

項目	基準値	項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		

注) 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

出典) 昭和52年3月14日総・厚令1号 最新改正平成28年6月20日環令16号

4) 悪臭に係る規制基準

ア. 特定悪臭物質規制（旧規制：平成22年3月31日まで）

(7) 規制地域の範囲

悪臭防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年静岡県条例44号)の悪臭に関する規制基準は、工場等の敷地境界の地表における規制基準として、規制地域の特性を考慮してそれぞれの規制地域に応じて定められている。

悪臭防止法に基づく規制地域の範囲を表2-5-22に示す。計画区域周辺は引佐地域自治区に位置しており、特定悪臭物質規制のF区域となっている。

表2-5-22 悪臭防止法に基づく規制地域の範囲

規制地域の範囲		規制基準に係る区域の区分	規制基準の種類
浜松地域自治区	浜松地域自治区の区域の全域	臭気指数区域	臭気指数規制
浜北地域自治区	県立森林公園及び浜松市内野台一丁目から四丁目までの区域	A区域	特定悪臭物質 規制
	A区域を除く区域	F区域	
天竜地域自治区	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1号の規定により定められた用途地域	E区域	
	E区域を除く区域	F区域	
舞阪地域自治区	舞阪地域自治区の区域の全域	E区域	
雄踏地域自治区	雄踏地域自治区の区域の全域	E区域	
細江地域自治区	細江地域自治区の区域の全域	E区域	
引佐地域自治区	引佐地域自治区の区域の全域	F区域	
三ヶ日地域自治区	三ヶ日地域自治区の区域の全域	E区域	
春野地域自治区	春野地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	
佐久間地域自治区	佐久間地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	
水窪地域自治区	水窪地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	
龍山地域自治区	龍山地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域	E区域	

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

(イ) 規制基準

特定悪臭物質規制に係る規制基準を表2-5-23～表2-5-25に示す。

表2-5-23 悪臭防止法第4条第1項第1号に定める事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 (単位：ppm)

規制物質	区域の区分					
	A区域	B区域	C区域	D区域	E区域	F区域
アンモニア	1	2	1	2	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.004	0.01	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06	0.06	0.2	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05	0.05	0.2	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03	0.03	0.1	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.005	0.02	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.009	0.03	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.02	0.07	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.009	0.02	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.003	0.006	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4	0.9	4	0.9	4
酢酸エチル	3	7	3	7	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3	1	3	1	3
トルエン	10	30	10	30	10	30
スチレン	0.4	0.8	0.4	0.8	0.4	0.8
キシレン	1	2	1	2	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07	0.2	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002	0.006	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004	0.01	0.004	0.01

備考) この表に掲げるA区域、E区域及びF区域は表2-2-39の表の規制基準に係る区域の区分をいう。

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-5-24 悪臭防止法第4条第1項第2号に定める事業場の気体排出口における規制基準

規制物質	規制基準
アンモニア	左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、表2-2-39の区域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。)第3条に定める方法により算出した値とする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレールアルデヒド	
イソバレールアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

出典) 「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

表2-5-25 悪臭防止法第4条第1項第3号に定める事業場から排出される排出水の規制基準

規制物質	規制基準
メチルメルカプタン	左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、表2-2-39の区域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第4条に定める方法により算出した値とする。
硫化水素	
硫化メチル	
二硫化メチル	

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成21年度版」(浜松市)

イ. 臭気指数による規制(新規制：平成22年4月1日より)

悪臭に関する規制基準は、平成22年4月1日より浜松市全域で臭気指数による規制が導入されている。臭気指数による規制値は、規制地域の特性を考慮して、都市計画法により定められた地域(用途地域)に応じて定められている。

臭気指数による規制基準及び規制地域を表2-5-26に示す。計画区域周辺は、都市計画区域外であり、臭気指数規制の第2地域となっている。

表2-5-26 臭気指数による規制基準及び規制地域

規制基準に係る地域の区分		規制基準
用途地域	区分	臭気指数
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	第1地域	10
近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	第2地域	13
準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の地域	第3地域	15
工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域	第4地域	17

注) 市街化調整区域及び都市計画区域外の地域は、第2地域の規制が適用される。

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

2-2-6 公害苦情の状況等

浜松市における平成23年度～27年度の公害苦情件数の推移を表2-5-27に示す。また、用途地域別の苦情件数を表2-5-28に示す。

平成23年度から27年度までの5年間の公害苦情件数の推移は、増加傾向を示しており、平成27年度では430件となっている。

平成27年度の公害苦情を種類別にみると、悪臭が210件(48.8%)と最も多く、次いで騒音が110件(25.6%)、水質汚濁が63件(14.7%)となっている。

また用途地域別では、市街化調整区域が227件と全体の52.8%を占めている。

表2-5-27 公害苦情件数の推移（平成23年度～27年度）

年度	大気汚染	悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他	計
H23	55	172	93	3	41	11	375
H24	37	171	106	6	40	3	363
H25	25	189	96	8	80	12	410
H26	23	172	112	8	60	17	392
H27	17	210	110	5	63	25	430

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

表2-5-28 用途地域別公害苦情件数（平成27年度）

地域区分	大気汚染	悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他	計
住居	5	67	39	1	9	5	126
近商	2	2	4	0	4	3	15
商業	1	1	6	0	0	1	9
準工業	0	1	0	0	2	0	3
工業	3	7	19	1	7	3	40
工業専	0	1	0	0	2	0	3
市調整	6	126	42	3	37	13	227
その他	0	5	0	0	2	0	6
計	17	210	110	5	63	25	430

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)

浜松市における発生源別苦情件数(平成27年度)を表2-5-29に示す。平成27年度の公害苦情を発生源別に見ると、その他が218件で全体の50.7%、次に製造業が91件(21.2%)、次いでサービス業(他に分類されないもの)44件(10.2%)となっている。

表2-5-29 発生源別公害苦情件数 (平成27年度)

発生源	大気汚染	悪 臭	騒 音	振 動	水質汚濁	その他	計
農業	0	10	0	0	2	0	12
林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	5	10	12	3	1	1	32
製造業	7	27	34	0	19	4	91
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	1	0	0	0	1
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	0	1	7	0	1	0	9
卸売・小売業	0	0	4	0	1	0	5
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	1	1
飲食店・宿泊業	0	1	5	0	2	1	9
医療・福祉	0	0	1	0	0	0	1
教育・学習支援業	0	0	2	0	0	0	2
複合サービス業	0	0	2	0	1	1	4
サービス業 (他に分類されないもの)	2	12	21	0	5	4	44
公務 (他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0
分類不能の産業	0	0	1	0	0	0	1
その他	3	149	20	2	31	13	218
計	17	210	110	5	63	25	430

出典)「浜松市の環境の現状と対策 平成28年度版」(浜松市環境部環境保全課)